

2025年7月15日

各位

株式会社 埼玉りそな銀行

金地金保護預りの業務廃止のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、埼玉りそな銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社で取扱って参りました『金地金保護預り業務』につきまして、誠に勝手ではございますが、2025年9月30日をもって終了させていただくこととなりました。金保護預り証書をお持ちの方はお取引のある店舗にてご売却・お引出しのお手続きをしていただきますようお願い申し上げます。

なお、9月30日までにお手続きがお済みにならなかったお客さまには別途当該業務に関する契約の解約通知をお送りさせていただく予定です。その後3か月以内にお手続きをしていただけなかった場合、金地金保護預り規定10条（3）に基づき、弊社による保護預り金の処分の対象となりますのでご注意ください。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

金地金のご売却・お引き出し時の手続き**【必要書類】**

- ・金保護預り証書
 - ・普通預金通帳
 - ・お届け印
 - ・運転免許証等ご本人さまの確認が出来る資料
- ※売却代金が200万円以上となる場合は個人番号（マイナンバー）のご提示も必要になります。

【受付時間・受付場所】**・事前にお取引のある店舗にてご相談ください。**

- ※お手続きは、お取引店にご来店いただくようお願いいたします。
- ※11時以前は金の価格をご提示できないため、売却のお客さまにおかれましては、11時以降のご来店をお願いいたします。
- ※15時直前のご来店の場合はお手続きいただけない可能性があるため、13時半迄を目途にご来店いただきますようお願いいたします。
- ※金地金のお引き出しは、お手続き当日にお渡しは出来ないため、ご準備にお時間をいただきます。

【ご留意事項】

- ・お手続きには1時間程度のお時間をいただきます。
- ・売買益への課税は総合課税となります。お客さまの状況によって所得の種類は分かれますが、譲渡所得、事業所得または雑所得となり、いずれも確定申告が必要です。
- ※ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で、給与および退職所得以外の所得が売却益を含めて年間20万円以下の場合は、所得税の確定申告は不要です。税務に係る詳細は所轄の税務署などにご相談ください。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービス提供を図ってまいりますので、引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

- ・すでにご解約されているお客さまにおかれましては、不要なご案内になりましたこと、何卒ご容赦ください。
- ・その他ご不明な点につきましては、お取引店までお問い合わせください。